

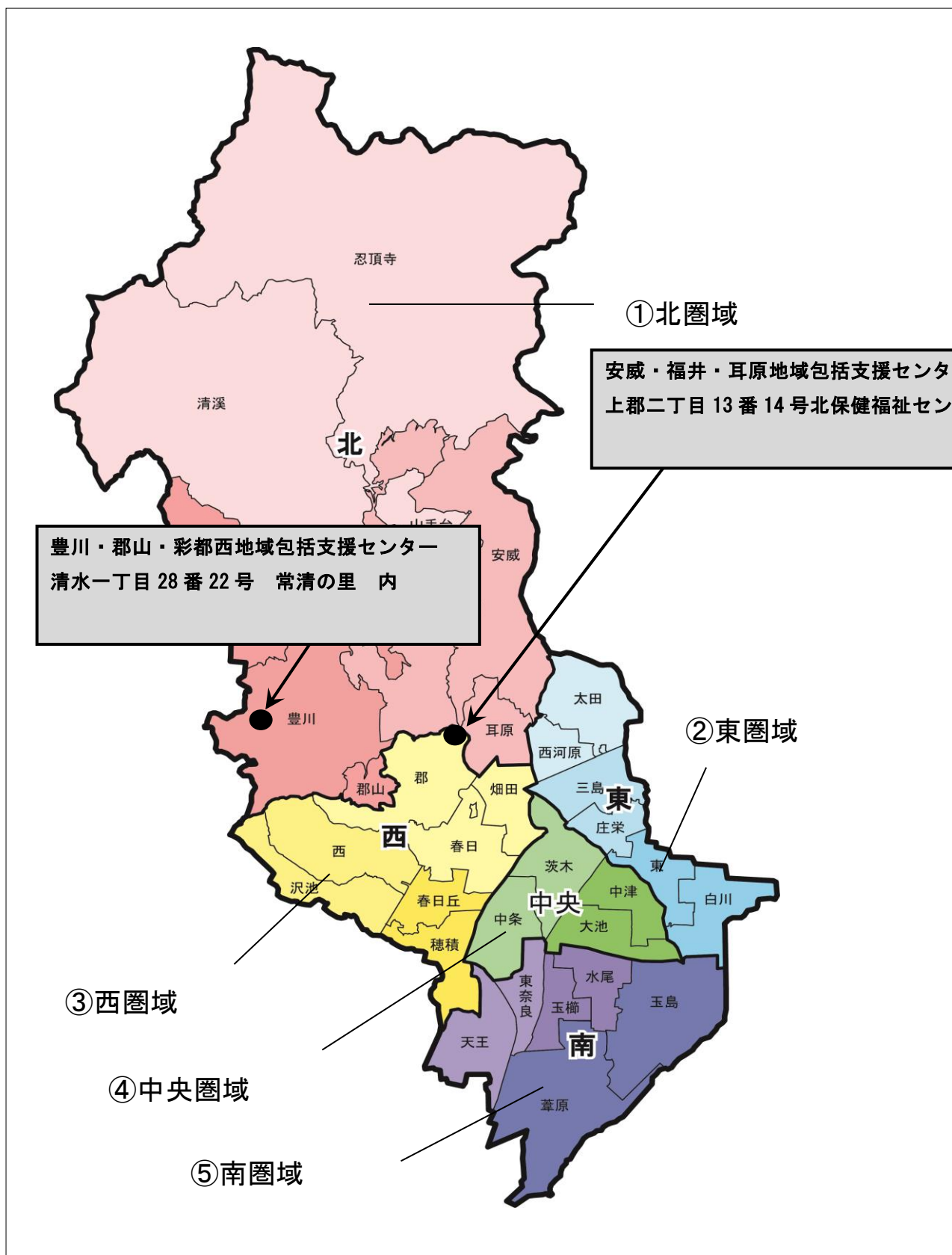
茨木市地域包括支援センター運営業務委託
プロポーザル選定結果について

下記の案件について、プロポーザル選定を実施し、受託者を決定しました。

記

- 1 業務名 茨木市地域包括支援センター運営業務委託
- 2 受託者
(エリア型) 北圏域 豊川・郡山・彩都西エリア
社会福祉法人慶徳会（茨木市見付山一丁目 3 番 29 号）

(圏域型) 北圏域 安威・福井・耳原エリア
社会福祉法人恭生会（高槻市宮野町 2 番 17 号）



令和7年度 地域包括支援センター一覧							資料 1 - 3
圏域	担当エリア	地域包括支援センター名	住所	電話番号	開所曜日	開所時間	三職種配置数
北	清溪・忍頂寺・山手台	清溪・忍頂寺・山手台 地域包括支援センター (社会福祉法人 恭生会)	山手台三丁目30-16-1	072-649-1808	月～土曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前9時～午後5時	3
	安威・福井・耳原	安威・福井・耳原地域包括支援センター (社会福祉法人 恭生会)	上郡二丁目13番14号	072-640-3960	月～土曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前9時～午後5時	3
	豊川・郡山・彩都西	豊川・郡山・彩都西地域包括支援センター (社会福祉法人 慶徳会)	清水一丁目28-22	072-641-3164	月～金曜日 (年末年始を除く)	午前8時30分～午後5時30分	3
東	太田・西河原	太田・西河原 地域包括支援センター (社会福祉法人 秀幸福社会)	太田一丁目17-20	072-631-5200	月～土曜日 (年始を除く)	午前9時～午後5時15分	3
	三島・庄栄	三島・庄栄 地域包括支援センター (社会福祉法人 秀幸福社会)	西河原二丁目17-4	072-631-5566	月～土曜日 (年始を除く)	午前9時～午後5時15分	3
	東・白川	東・白川 地域包括支援センター (社会福祉法人 秀幸福社会)	鮎川一丁目6-4	072-636-8686	月～土曜日 (年始を除く)	午前9時～午後5時15分	3
西	春日・郡・畑田	春日・郡・畑田 地域包括支援センター (社会福祉法人 恩賜財団大阪府済生会)	上穂積一丁目2-27	072-646-5685	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前9時～午後5時	3
	沢池・西	沢池・西 地域包括支援センター (社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団)	南春日丘五丁目1-8	072-625-6575	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前8時45分～午後5時15分	3
	春日丘・穂積	春日丘・穂積 地域包括支援センター (特定非営利活動法人 茨木市パブリック総合サービス)	西駅前町5-36 高橋ビル7階	072-646-5406	月～金曜日 (年末年始を除く)	午前9時～午後6時	3
中央	茨木・中条	茨木・中条 地域包括支援センター (社会福祉法人 慶徳会)	片桐町4-26	072-646-5399	月～金曜日 (年末年始を除く)	午前8時30分～午後5時30分	3
	大池・中津	大池・中津 地域包括支援センター (有限会社 グリーンリーフ)	園田町8-17 プレステージ1階	072-697-8067	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前8時45分～午後5時15分	4
南	玉櫛・水尾	玉櫛・水尾 地域包括支援センター (社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団)	玉櫛一丁目2-1 三吉マンション1階	072-652-5810	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前9時～午後5時45分	3
	玉島・葦原	玉島・葦原 地域包括支援センター (社会福祉法人 茨木厚生会)	新和町21-27	072-652-5810	月～金曜日 (年末年始を除く)	午前8時45分～午後5時15分	3
	天王・東奈良	天王・東奈良 地域包括支援センター (社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団)	東奈良三丁目16-14	072-636-8000	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前9時～午後5時45分	3

報告案件 2

事業に係る評価指標の見直しについて

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関して活用してきた評価指標について、このたび国から、従来の評価指標が具体的な業務改善につながっているかを評価することは困難であるとして、新たな評価指標が示されました。

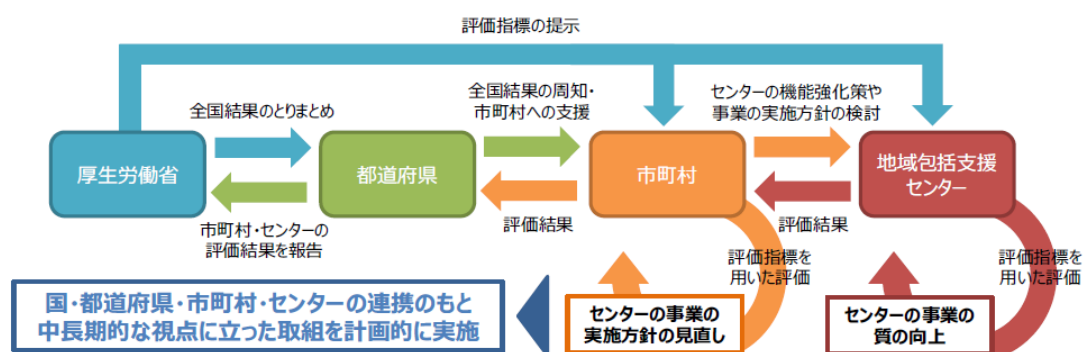
新たな評価指標は、市町村が掲げる地域包括支援センターの事業の実施方針に沿った事業評価が行われ、各市町村の実情に合わせて地域包括支援センターの機能強化を図ることが可能となるように見直されたものです。

新たな評価指標を用いた事業評価は令和7年度当初に、令和6年度の業務内容について評価する時点から使用します。

別紙

地域包括支援センターにおける計画的な取組推進のための事業評価について

- 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて**市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待される。**
- 地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、**業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要。**
- そのため、**地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じること**されている。（介護保険法115条の46第4・9項）



【参考】介護保険法115条の46（抜粋）

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

指定地域密着型サービス事業者の指定について

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | 事業主体 | |
| | ・法人名称 | 有限会社アバンダンス |
| | ・法人所在地 | 大阪府中央区久太郎町二丁目2番7号山口興産堺筋ビル7階 |
| 2 | サービスの種類 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 3 | 事業所の名称 | アプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション |
| 4 | 事業所の所在地 | 茨木市水尾二丁目6番7号メロディハイム103号室
南園域 |
| 5 | 事業開始年月日 | 令和7年3月1日 |
| 6 | 構造 | 鉄筋コンクリート造3階建（1階部分） |
| 7 | 従業者 | 管理者 1人（常勤1人）
オペレーター 8人（常勤1人、非常勤7人）
訪問介護員 12人（非常勤12人）
計画作成責任者 1人（常勤1人） |
| 8 | 事業運営規程 | 別紙のとおり |
| 9 | 訪問看護連携先 | メディカルケアホームアプリシェイト茨木 |
| 10 | 事業者の経歴 | 平成13年5月16日有限会社アバンダンス設立。
令和6年4月1日複合型サービス事業所設立。
令和7年2月1日訪問看護事業所設立
令和7年3月1日から茨木市水尾で定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営する予定。 |

定期巡回・随時対応型訪問介護看護設備基準

- ・事業の運営を行うために必要な事務室を設けること。
- ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等を備えること。
- ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えること。
- ・その他必要な設備及び備品を備えること。

指定地域密着型サービスの指定について

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定申請)

名称		アプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、その利用者が尊厳を保持し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。	○
人員基準	管理者	- 事業所ごとに、専ら職務に従事する常勤の管理者を配置 ※事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務との兼務、又は他事業所の職務との兼務可	○
	従業者	- オペレーター:提供時間帯を通じて1人以上 ※1人以上は常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること。 - ただしオペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上従事した者をオペレーターとして充てることができる。	○
		＜定期巡回サービス＞ 訪問介護員等:サービス提供に必要な適切な人数	○
		＜随時訪問サービス＞ 訪問介護員等:提供時間帯を通じて1人以上	○
		＜訪問看護サービス＞ - 保健師、看護師又は准看護師:常勤換算方法で2.5人以上、このうち1人以上は常勤の保健師又は看護師 - 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士:実情に応じた適当数	○
		計画作成責任者 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上	○
設備基準	個別基準	- 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えること ※事務室に関して、間切りする等他の事業と明確に区分できる場合は、他と同一の事務室でも可	○
		利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等	○
		随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	○
運営基準	共通基準	介護・医療連携推進会議を設置すること。(地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにする。)	○

注:○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

アプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社アバンダンスが設置するアプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

(事業運営の方針)

- 第2条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応等の援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応し、利用者が安心してその居宅での生活を送ることができるようにするものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 多様な価値観を尊重するとともに、利用者一人ひとりが尊厳を保ち、主体的に生活を送るための環境づくりに努めるものとする。
 - 5 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 6 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 8 前7項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び茨木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月10日茨木市条例第46号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 アプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション
- (2) 所在地 茨木市水尾二丁目6番7号メロディハイム103号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 計画作成責任者 1名(常勤1名 オペレーター兼務)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行う。

- (3) オペレーター 8名(常勤1名(計画作成責任者兼務) 非常勤7名(訪問介護員兼務))

事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

- (4) 訪問介護員 12名(非常勤12名、うち7名はオペレーター兼務)

- ① 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

- ② 随時訪問サービスを提供する訪問介護員等

利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

- (5) 看護職員

当事業所と連携する訪問看護事業所に属する看護職員が、主治医の指示により利用者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。

(3) サービス提供時間 24時間とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第7条 事業所で行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容

①利用者又はその家族に対する相談、助言等

②利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等

③定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回による定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）

④利用者からの随時の連絡に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）

⑤主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等

(指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の利用料等)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」によるものとする。

2 前1項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、茨木市とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた

ときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者及び当該利用者の家族等に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

- 第11条 事業所は、利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱い方法について説明したうえで、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。
- 2 事業所は、預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。
 - 3 事業所は、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第12条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護員従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
 - 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

- 第13条 事業所は事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、

必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(介護・医療連携推進会議)

- 第14条 事業所が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ること及び地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として、介護・医療連携推進会議を設置する。
- 2 介護・医療連携推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成するものとする。
 - 3 介護・医療連携推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。
 - 4 介護・医療連携推進会議は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のため研修を定期的を実施すること
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束に関する事項)

- 第16条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第14条第1項の介護・医療連携推進会議に報告する。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従

業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者とアプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーションの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。



アプリシエイト定期巡回・随時対応型
訪問介護看護ステーション

水尾農業會館

令和 7 年度（2025 年度）

茨木市地域包括支援センター運営方針(案)

令和 7 年（2025 年） 4 月

茨木市

目 次

I.	運営方針の策定趣旨	1
1	地域包括支援センターの設置目的.....	1
2	地域包括支援センターの運営方針の策定.....	1
3	地域包括支援センター運営協議会の役割.....	1
II.	運営における基本的考え方	2
1	基本視点の設定.....	2
2	個人情報の保護.....	2
3	利用者満足の上向.....	3
4	関係者との連携強化	3
5	組織・運営体制の充実	3
III.	令和7年度における業務推進の指針	4
1	総合相談支援業務.....	4
2	権利擁護業務	4
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務.....	5
4	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務	5
5	その他の業務	6
IV.	包括的専門相談支援体制.....	6
1	障害者、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援.....	7
2	差別・排除・忌避等に係る相談支援	7
3	被災者等に係る相談支援.....	7
4	新型コロナウイルス感染症等にかかる相談支援	8

I. 運営方針の策定趣旨

1 地域包括支援センターの設置目的

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく提供することが必要となる。

そのため、地域で暮らす高齢者の心身の健康の保持、保健医療の向上、福祉の増進、生活の安定に必要な援助・支援を包括的かつ継続的に行うことを目的として、地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。（介護保険法第115条の46第1項）

2 地域包括支援センターの運営方針の策定

支援センターは、当該支援センターの職員相互が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

また、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、いきいきネット相談支援センター（CSW）、地域子育て支援拠点やこども支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことが各相談支援を担う事業者の努力義務とされたものである。なお、必要に応じて適切な機関につないだ後であっても、当該相談支援を担う事業者は、引き続き、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たることが期待されている。（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106 条の2 関係）

そのため、支援センターの運営について、本市の総合保健福祉計画（第3次）に掲げる目標また国等の動向を踏まえ、支援センターの運営上の基本的な考え方、各種業務等の推進に関する指針を明確にし、支援センターの業務の円滑で効率的な実施に資するため、茨木市地域包括支援センター運営方針を策定するものである。

3 地域包括支援センター運営協議会の役割

支援センターの運営に当たっては、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するとされていることから、前項にある運営方針の策定や業務の評価等については、茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則（茨木市規則第58号）に基づき設置される同協議会に意見を求めること

とする。(介護保険法施行規則第140条の66第2号ロ)

II. 運営における基本的考え方

1 基本視点の設定

支援センターの活動については、多様性の尊重、人権・社会正義の擁護、社会的包摂・社会的結束の促進などソーシャルワークの基本原則を踏まえ、地域包括ケアシステムの確立に資するよう、以下の視点に立つべきこと。

(1) 公益性

支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・府・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うこと。

(2) 地域性

支援センターは、地域の介護・保健・福祉・医療サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情をふまえた適切かつ柔軟な事業運営を行うこと。

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や介護保険事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこと。

(3) 協働性

支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えること。

地域の介護・保健・福祉・医療等の専門職や民生委員・児童委員等の関係者と連携を図りながら活動すること。

2 個人情報の保護

(1) 守秘義務とプライバシーの確保

支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
- ② 個人情報の取り扱いについては、関係法令やガイドライン等を遵守し、厳正に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないように十分注意すること。
- ③ 安心して相談ができるよう可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し本人や家族等のプライバシーを守るための配慮をすること。

(2) 情報管理の徹底

人的運用、システム運用等の情報管理の徹底を図ること。

3 利用者満足の上昇

(1) 相談受付時の対応

相談者が安心して相談できるよう、親切・丁寧な対応を心がけること。

(2) 苦情の受付と対応

指定介護予防支援業務の実施にあたっては、苦情解決の仕組みの指針等を参考として、第三者委員、責任者・担当者を設置し、分かりやすい場所に掲示し、適切な苦情への対応ができる体制とすること。

(3) 夜間・休日における対応

緊急時の対応等の場合を想定し、支援センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備すること。

(4) 地域住民への情報提供

支援センターの活動内容や利用方法、交通アクセス等の周知に積極的に努めること。

4 関係者との連携強化

(1) 市及び他の支援センター、並びに地区保健福祉センターとの連携等

地域住民にとって質の高い業務を行うために市はもとより他の支援センター等との連携・協力を努め、地域包括ケアシステムの進化・充実に向けて、地区保健福祉センターを拠点に市及び地域の関係機関、住民等との連携・協働に努めること。

支援センター業務の引継ぎが発生した場合は、支援センター間で連携し、サービス利用者や相談者等に不利益が生じないように円滑に引き継ぐこと。

また、業務の取り組み状況を定期的に市に報告するとともに、自己評価を行い、その結果に関し、市と協議しながら業務の改善に努めること。

(2) 広域的・広範囲な連携

支援センターが多様な福祉課題に向き合うためには、様々な地域課題に敏感になることが求められ、他の相談機関との日常連携に取り組むと同時に、住民参加のインフォーマルサービス（支えあう仕組みづくり）を協働して創ることも求められている。

そのために、広域的・広範囲な連携のための会議等に参画し、支援センター内で情報共有を図ること。

5 組織・運営体制の充実

(1) 人員体制及び人材育成システム

茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（茨木市条例第34号）に規定する「職員に係る基準及び当該職員の員数」に基づき、配置すること。その中においてセンター長は、各職員の業務量を把握した上で専門性を踏まえた業務分担を行うなど、センター業務の責任者としてセンター機能を効

果的に発揮できるよう業務最適化に努めること。

また、職員の研修機会を公平にし、人材育成に努めるとともに、職員のメンタルヘル스에留意すること。

(2) リスクマネジメント対応マニュアル

苦情発生、事故発生、個人情報漏洩、ヒヤリハット等への対処に関するマニュアル等を作成し、支援センター内で共有すること。

(3) 三職種のチームアプローチ

三職種の専門職員が、介護保険制度の理念及び、支援センター業務の基本事項を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチを推進すること。

III. 令和7年度における業務推進の指針

1 総合相談支援業務

(1) 総合相談

- ① 地域包括ケアにおける継続支援の入口として機能を果たすこと。
- ② 住民登録の有無にかかわらず現に地域に居住する高齢者のさまざまな相談に対応するとともに、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的に支援すること。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築（地域ケア会議等）

- ① 担当するエリアや圏域ごとに地域ケア会議等を開催し、地域で高齢者を支えるための基盤整備として、市及び関係機関、地域住民等と連携を図り、福祉、保健医療、介護、生活支援、介護予防等の各サービスが有機的に連携し、支援のネットワークを強化するとともに、高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズ等を把握・分析し、社会基盤整備につなげること。
- ② 地域ケア会議を重ね、複数の個別課題から担当するエリアの地域課題を明らかにし、これを解決するために関係機関との連携に努めること。

(3) 実態把握

- ① 相談業務のほか、個別訪問や近隣住民からの情報収集等により、支援の必要な高齢者及び高齢者世帯の把握に努めること。
- ② 高齢者の自立を支援するための個別ニーズの把握に取り組むこと。
- ③ 地域サービス提供体制を支える中核的な存在として、地域の特性や実情を踏まえ地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むこと。

2 権利擁護業務

(1) 高齢者虐待の防止・対応

高齢者虐待への対応に当たっては、三職種で事例を共有の上、高齢者の安全確認その他事実確認を速やかに行うとともに、必要に応じて高齢者の一時保護、施設への入所措置を検討する等、緊急性の程度の判断等市の権限行使に必

要な要件を明確にしながら、継続的に市と連携・協働していくこと。また、必要な場合は、養護者も支援の対象とし、養護者の負担軽減を図るとともに、地域のネットワークを積極的に活用し、高齢者に対する虐待防止と早期発見に努めること。

(2) 困難事例への対応

三職種で連携し対応策を検討の上、対応すること。

(3) 成年後見制度の活用促進等

- ① 意思決定支援の理解を深め、本人を中心として意思決定支援に取り組むよう努めること。
- ② 成年後見制度普及の広報活動に取り組むこと。
- ③ 成年後見制度の利用が必要な場合、申立て支援をすること。
- ④ 地域の医療機関や後見人を推薦できる団体等と連携すること。

(4) 消費者被害の防止

- ① 消費生活センター等関係機関と連携の上、必要な助言等を行うこと。
- ② 地域の民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等へ情報の伝達を迅速に行うこと。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

包括的・継続的ケアマネジメントを対象となる高齢者等に提供するために、関係機関との連携体制構築に努め、包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備に努めること。

(2) 地域ケア会議の活用

- ① 茨木市地域ケア会議実施要領及び地域ケア会議ガイドラインに基づき実施し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じること。また、地域ケア会議を通じた介護予防ケアマネジメントの強化を推進すること。
- ② 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングする仕組みを検討すること。

(3) 介護支援専門員等へのサポート

普段から介護支援専門員との連携を密にとり、困りごと（例えばいわゆるカスタマーハラスメント）などの相談に常時応じるなど支援に努めること。

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

(1) ケアマネジメントによる自立支援

自立支援や重度化防止に資するケアマネジメントに当たり、利用者本人の日常生活上の目標を明確にするとともに、利用者本人の意欲を引き出し、自主的に取組みが行えるよう支援すること。

(2) 地域資源の活用

地域の多様な社会資源をケアプランに位置付けること。

(3) はつらつパスポートの活用

利用者本人の身体の状態や目標達成の確認など、介護予防の自己管理に「はつらつパスポート みんなで元気編（介護予防手帳）」を役立てられるよう、活用を推進すること。

(4) 公平性・中立性の確保

介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務を委託する際の事業所選定において、公平性・中立性の確保に努めること。

5 その他の業務

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域の社会資源を活用し、専門職と連携を図りながら効果的なケアマネジメントの実施に努めること。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療と介護の連携強化）

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、市民への普及啓発も含め、更なる医療と介護の連携強化に努めること。

(3) 認知症総合支援事業（認知症高齢者及び家族への支援）

① 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行うこと。

② 地域住民や関係機関等が認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行うこと。

③ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等とともに、認知症の早期発見・早期対応に向けた医療と介護の連携・協力に努めること。

(4) 生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターとの連携）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく生活支援コーディネーターと連携し、地域ケア会議等において高齢者を地域で支える取り組みへの支援・推進に努めること。

(5) 地域資源の周知・啓発

地域において住民の方々が自発的に行っている介護予防活動等について、情報を収集するとともに、市と連携して周知・啓発に努めること。

IV. 包括的専門相談支援体制

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側・支えられる側」という関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とした、人と人、人と社会がつながり支え合う、地域共生社会^{*}への道筋を展望しつつ、茨木市総合保健福祉計画（第3次）で推進する包括的支援体制の一角として、重層的支援体制整備事業のもと、地区保健福祉センター等の各関係機関と連携しながら、住民がより身近な地域で相談できる支援センターとして、次のような様々な生活課題がある方に対して分野をまたがる相談であっても「丸ごと」

受け止め、気軽に相談できる場とすること。

＊「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和２年６月成立）

1 障害者、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援

介護離職やヤングケアラー等の介護を担う家族の問題をはじめ、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、相談支援を担う機関が利用者からの相談等を通じて、自らの機関ではその解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、以下のとおり対応すること。

- (1) 当該地域生活課題を抱えている地域住民の心身の状況や、置かれている環境、その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討すること。
- (2) 上記（１）により、支援関係機関による支援の必要があると判断した場合には、適切な支援関係機関につないでいくこと。
- (3) 必要に応じて適切な支援関係機関につないだ後であっても、引き続き、当該地域住民とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たること。

2 差別・排除・忌避等に係る相談支援

差別や排除等によるトラウマや社会的孤立を抱えた地域住民に対して、適切な支援・対応を行うため、以下のとおり対応すること。

- (1) 当該課題を抱えている地域住民の心身の状況や、置かれている環境、その他の事情を勘案し、いのち・愛・ゆめセンター等の支援関係機関による支援の必要性を検討すること。
- (2) 上記（１）により、支援関係機関による支援の必要性があると判断した場合には、いのち・愛・ゆめセンター等の適切な支援関係機関につないでいくこと。
- (3) 必要に応じて適切な支援関係機関につないだ後であっても、引き続き、当該地域住民とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たること。

3 被災者等に係る相談支援

平時から圏域内の地域包括支援センター、障害者相談支援センター、いきいきネット相談支援センター（CSW）の特性を活かし、相互に補完・協力し合う体制を構築すること。

(1) 災害対応等

大規模災害等の被災時は、市、地域住民、関係機関と連携し、安否確認等の業務に協力するほか、避難所及び在宅避難者の実態把握に努め、生活上の困り事や健康面等へ総合的に支援をすること。また、災害対応マニュアルを備え、防災訓練等の機会に定期的な見直しを行うこと。

(2) 特別報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置を取るとともに、直ちにその状況を市に報告し、その指示に従うこと。

- ① 非常災害その他の事故により、業務の遂行が困難になったとき。
- ② 業務に際して、利用者その他住民等に事故又はトラブルが発生したとき。

(3) 要配慮者向け災害時及び災害後個別支援体制の構築

- ① 市役所内の関連部署及び関係機関との密接な連携
- ② 被災者への包括的な支援と早期の生活再建を可能にする支援体制

(4) 災害後の地域見守り体制構築

市役所内の関連部署及び関係機関と連携の上、見守り体制の構築に協力すること。

4 新型コロナウイルス感染症等にかかる相談支援

(1) 感染予防策への取組み

職員は、日々の健康管理に努め業務継続に向けて各種感染症対応マニュアル等を参照し、感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事すること。なお、感染対策としての行動制限に起因する虚弱状態の発生や社会活動の抑制など、感染症流行期に特有の問題についても留意すること。

(2) 不安解消に向けた丁寧な相談支援

高齢者は感染症等により患することで、急激な体力の低下や健康状態の悪化により要介護状態に陥る可能性が高いため、感染予防策や健康管理への支援のほか、保健所等の専門相談窓口の情報提供に努めること。